

当直勤務について（例規）

最終改正 令和 7 . 2 . 28 例規務第 4 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

当直体制を強化し、悪質・凶悪化し、急増する犯罪に的確に対応するため、警察本部や警察署で当直勤務に従事する場合の必要な事項を定めたものです。

その内容は、

- 当直計画策定の基準
- 当直時の服装
- 当直長等の勤務要領

等です。